

第1部 総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年4月に10年後の共生社会に向けたビジョンを定めた「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定し、相互に関連している様々な問題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもって取り組むこととしました。

この中長期指針を踏まえた第2段階の実施計画として、令和3年3月に、「第5次千葉市障害者計画」「第6期千葉市障害福祉計画」「第2期千葉市障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築する。」という基本理念のもと、様々な障害者施策や障害福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

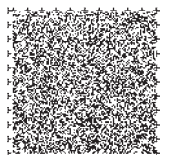
国においては、障害者基本法の一部改正（平成23年8月施行）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法とする。）の制定（平成28年4月施行）など障害者権利条約の批准に向けた法の整備が行われ、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられました。さらに、令和5年4月には、第5次障害者基本計画がスタートするとともに、令和6年4月には、障害者差別解消法の一部改正法が施行され、行政機関等だけでなく、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられます。

現在、障害者やその家族の高齢化はさらに進展し、高齢の親が障害者を介護する状況や、障害者本人が要介護状態にある親や配偶者を介護しなければならない状況など、各家庭の介護力が低下しており、地域社会全体で障害者を支えていくことが強く求められています。

特に、地域で生活する障害者の中には、発達障害や高次脳機能障害など、法定サービスを基本とした既存の制度のみでは解決が難しい課題を抱えている人たちがおり、その対応が求められています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした、障害に対する理解や障害者の社会参加の機運を一過性のものにすることなく、すべての障害者に対する市民の理解を更に増進し、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現に向け実施してきた施策を、現行の「第5次千葉市障害者計画」に引き続き取り組み、次世代へと継承することが必要です。

本計画は、これらの状況の下、中長期指針を踏まえた第3段階の実施計画として、「第5次千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築することを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画として策定するものです。



2 計画の位置付け・他計画との関係

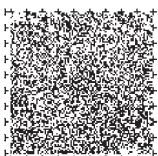
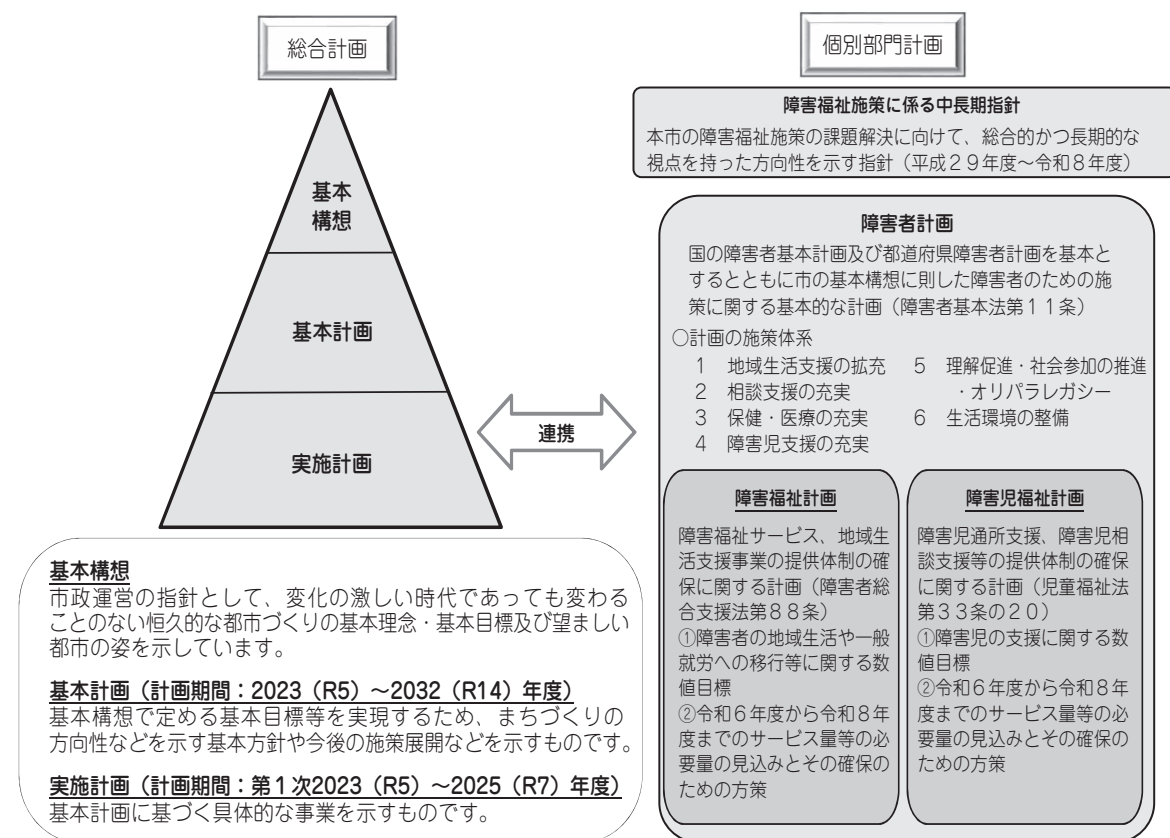
(1) 位置付け

この計画は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが目的の「障害者基本計画」を基本とした「市町村障害者計画」、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保及び業務の円滑な実施に関する、「市町村障害福祉計画」、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する、「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

また、この計画は、「千葉市基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画であるとともに、平成29年度からの10年間を見据えた指針である「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針として策定します。

(2) 他計画との関係

「千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)」、「支え合いのまち千葉推進計画(千葉市地域福祉計画)」、「千葉市こどもプラン」、「特別支援教育推進基本計画」、「千葉市バリアフリーマスタープラン」等、関連計画との整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

国の動き	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<障害者基本法>								
	第4次障害者基本計画 (平成30～令和4年度)					第5次障害者基本計画 (令和5～令和9年度)			
	<障害者総合支援法・児童福祉法>（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）								
	平成29年改正 指針			令和2年改正 指針			令和5年改正 指針		
市の動き	千葉市新基本計画 (平成24～令和3年度)					千葉市基本計画 (令和5～令和14年度)			
	第3次実施計画						第1次実施計画		次期実施計画
市の障害者関連計画等	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (平成29～令和8年度)								
	第4次障害者計画			第5次障害者計画			第6次障害者計画		
	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

なお、平成26年1月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と記すべきものがありますが、この計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。

